

議 案 第 8 号

富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月9日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に伴い、富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第42条」に、「第41条・第42条」を「第43条・第44条」に、「第43条」を「第45条」に、「第44条—第46条」を「第46条—第48条」に、「第47条・第48条」を「第49条・第50条」に、「第49条—第65条」を「第51条—第66条」に、「第66条—第69条」を「第67条—第70条」に、「第70条」を「第71条」に、「第71条—第73条」を「第72条—第74条」に、「第74条」を「第75条」に、「第75条—第86条」を「第76条—第87条」に、「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）」を

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法
第5章 雑則（第92条）

に関する基準（第88条—第91条）

に改める。

」

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報（法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報をいう。）その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「第71条第1項」を「第72条第1項」に、「第44条第6項の表」を「第46条第6項の表」に改め、「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加え、「第71条」を「第72条」に改め

る。

第9条第2項中「指定居宅サービスをいう。第44条第6項の表」を「指定居宅サービスをいう。第46条第6項の表」に、「第79条」を「第80条」に、「指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表」を「指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項の表」に改め、「同条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「こと」の次に「及び当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること」を加える。

第16条中「第32条第9号」を「第35条第9号」に改める。

第26条第1項中「第42条」を「第44条」に改める。

第27条第4号中「第29条」を「第30条」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第90条を第91条とし、第89条を第90条とする。

第88条中「第70条」を「第71条」に改め、同条を第89条とする。

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価
第87条を第88条とする。

第86条中「第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、
第38条、第39条、第56条、第59条及び第61条」を「第29条、第32条から
第35条まで、第37条から第41条まで（第38条第4項及び第41条第5項を
除く。）、第58条、第61条及び第63条」に、「第80条」を「第81条」に、
「第32条」を「第29条第2項、第32条第2項第1号及び第3号並びに第33条
第1項」に、「第37条第1項」を「第38条第1項」に、「第39条第1項」を
「第39条第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは
「介護従業者」と、第41条第1項」に、「第56条中」を「第58条中」に、「第
59条中」を「第61条中」に改め、第4章第4節中同条を第87条とする。

第85条第2項第2号中「第76条第2項」を「第77条第2項」に改め、同項第
3号中「第78条第2項」を「第79条第2項」に改め、同項第5号中「第36条第
2項」を「第37条第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第38条
第2項」に改め、同項第7号中「第39条第2項」を「第41条第2項」に改め、同
条を第86条とする。

第84条を第85条とし、第83条を第84条とし、第82条を第83条とする。

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全て
の介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項
に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に
対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなけれ
ばならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対
応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又
は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
により介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必
要な措置を講じなければならない。

第81条を第82条とする。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条を第81条とする。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加え、同条を第80条とする。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条を第79条とする。

第77条を第78条とし、第76条を第77条とし、第75条を第76条とする。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「第82条」を「第83条」に改め、第4章第3節中同条を第75条とする。

第4章第2節中第73条を第74条とする。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第72条を第73条とする。

第71条第1項中「第74条」を「第75条」に改め、「f)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居ごと」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごと」に、「第88条第2号」を「第89条第2号」に改め、同項ただし書中「当該共同生活住居」を「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第71条を第72条とする。

第4章第1節中第70条を第71条とする。

第3章第5節中第69条を第70条とし、第68条を第69条とする。

第67条中「第43条」を「第45条」に改め、同条第2号中「第32条各号」を「第35条各号」に、「第33条各号」を「第36条各号」に改め、同条を第68条とする。

第66条を第67条とする。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）、第38条及び第39条」を「第29条、第32条から第41条まで（第38条第4項を除く。）」に、「第57条」を「第59条」に、「第28条第3項及び第32条」を「第28条第3項及び第4項、第29条第2項、第32条第2項第1号及び第3号並びに第33条第1項」に、「第37条第1項」を「第38条第1項」に、「第39条第1項」を「第39条第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第41条第1項」に改め、第3章第4節中同条を第66条とする。

第64条第2項第4号中「第53条第2項」を「第55条第2項」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第37条第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、同項第8号中「第39条第2項」を「第41条第2項」に改め、同条を第65条とする。

第63条中「第44条第6項の表」を「第46条第6項の表」に改め、同条を第64条とする。

第62条を削り、第61条を第63条とし、第60条を第62条とし、第59条を第61条とする。

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第58条を第60条とする。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条を第59条とし、第50条から第56条までを2条ずつ繰り下げる。

第49条中「第44条第12項」を「第46条第12項」に、「第67条」を「第68条」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。）」を加え、同条を第51条とする。

第3章第3節中第48条を第50条とし、第47条を第49条とする。

第3章第2節中第46条を第48条とする。

第45条第3項中「第72条第2項及び第73条」を「第73条第3項及び第74条」に改め、同条を第47条とする。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第10項及び第12項中「第67条第3号」を「第68条第3号」に改め、同条を第46条とする。

第3章第1節中第43条を第45条とする。

第2章第4節中第42条を第44条とし、第41条を第43条とする。

第40条第2項第4号中「第36条第2項」を「第37条第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第38条第2項」に改め、第2章第3節中同条を第42条とする。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。）」を加え、同条を第41条とする。

第38条を第40条とし、同条の前に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第37条を第38条とし、第33条から第36条までを1条ずつ繰り下げる。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第32条を第33条とする。

第31条第2項中「するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第31条を第32条とする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第77条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第3項中「第74条第1項」を「第75条第1項」に改める。

附則第4項中「第74条第4項」を「第75条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項、第27条、第39条（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第59条及び第81条の規定の適用については、新条例第3条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第27条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例第39条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第59条及び第81条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第29条（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第32条第2項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条第2項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第28条第3項（新条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定

の適用については、新条例第28条第3項及び第82条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。